

白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和6年3月4日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌の代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは、広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、白馬村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー雑誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

2 教育委員会は、スポンサー雑誌の最新号にカバーを付け、カバーの表面に雑誌スポンサー名を、カバーの裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 カバーに表示する雑誌スポンサー名及び広告は、雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別表のとおりとする。ただし、規格等は雑誌の大きさ等により調整することがある。

4 スポンサー雑誌の配架場所は、教育委員会が決定する。

5 雑誌スポンサーの申出により、スポンサー名及び広告を表示しないことができる。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は、事業を行っている個人又は団体とし、白馬村広報等有料広告掲載基準（平成19年白馬村告示第36号）第3条に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

（広告の内容）

第5条 広告の内容は、雑誌スポンサーが行っている事業に関するものに限り、かつ、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、村民に不利益を与えることがないものとし、白馬村広報等有料広告掲載基準第4条に該当するものは対象としない。

（広告の表示期間）

第6条 広告を表示する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、年度の途中で申込みを行い、審査を受けて承認された場合は、承認された月の翌日から当該年度の3月31日までとする。

2 広告表示期間満了の日までに、雑誌スポンサー又は教育委員会のいずれかの解約の意思表示がない場合は、当該期間を更新するものとする。

（雑誌スポンサーの募集）

第7条 雑誌スポンサーになることを希望する者は、教育委員会が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、白馬村図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告の原稿等を添えて教育委員会に提出するものとする。

（雑誌スポンサー及び広告内容の審査）

第8条 前条の申込みがあったときは、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を開催し、広告の内容等を審査する。

2 審査会の組織及び会議については、白馬村広報等有料広告掲載要綱（平成19年白馬村告示第35号）第15条及び第16条の規定を準用する。

3 審査は、申込みのあった順に行うものとし、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、申込み受付順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は抽選

で優先権を決定する。

- 4 教育委員会は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、雑誌スポンサーを決定したときは、白馬村図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により、申込者に対して通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

(雑誌スポンサーの責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、事前に申し出て変更の内容について承諾を得なければならない。

(雑誌購入代金の支払)

第12条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、教育委員会が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。ただし、雑誌スポンサーの事情により、教育委員会が指定した方法で購入が困難な場合は、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

- 2 支払は、毎年度一括先払とし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算を行う。

- 3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

- 4 スポンサー雑誌が契約途中で休刊又は廃刊等となった場合は、協議の上別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第13条 スポンサー雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの取消)

第14条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 覚書の締結内容を遵守していないことが判明したとき。
- (2) 購読料を、納入業者が指定する期日までに納付しないとき。
- (3) 第4条の基準に適合しないことが判明したとき。
- (4) 第8条第4項に規定する広告内容の修正を行わないとき。
- (5) その他雑誌スポンサーとして適切でないと教育委員会が判断したとき。

2 雑誌スポンサーが支払った雑誌購入費は、前項の規定による決定取消しにかかわらず返還しないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	位置	規格	表示位置
スポンサー名の表示	カバー表面	縦4センチメートル、横13センチメートル以内 原則、地は白色	雑誌カバー底辺から4センチメートル程度上部の中央
広告の表示	カバー裏面	雑誌の縦横の寸法未満	規定なし

様式第1号（第7条関係）

白馬村図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

白馬村教育委員会 宛

申込者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり広告の掲載を申し込みます。なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- (1) この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- (2) 白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱等の関係法令を遵守します。
- (3) 村税の滞納はなく、本件に関して村税の納付状況について調査を行うことに同意します。

記

1. 広告の掲載を規程する雑誌 _____ 誌

希望順位	雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

2. 広告の掲載を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 添付資料

広告原稿、会社概要等、最新の納税証明書（村内に事業所等を有する場合を除く）

4. 担当者連絡先

部署	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号（第9条関係）

白馬村図書館雑誌スポンサー決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

白馬村教育委員会

年 月 日付で申込みがあった白馬村図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり掲載する（しない）ことを決定しましたので、白馬村図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1. 広告を表示する雑誌

	雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

2. 広告を表示する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. その他（掲載の条件、掲載しない理由等）